

答申骨子

ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合の JP ドメイン名の扱いについて

▼背景

- JPRS では、JP ドメイン名について、登録等に関する規則（以下「登録規則」という）にてドメイン名を登録するために必要となる資格（以下「登録資格」という）を定めている。
- 現在、ドメイン名登録後に登録者が登録資格を喪失した場合、登録規則にて登録者はドメイン名の廃止を届けなければならないと定めている。また、登録者が廃止の届け出を怠った場合、JPRS はそのドメイン名の登録を取り消すことができると定めている。いずれの場合も現行の登録規則では、登録者はドメイン名登録後に登録資格を喪失すると、ドメイン名の登録を継続することができない。
- しかし、登録者が登録資格の喪失後、インターネット上での活動を継続または終了しようとする場合、Web サイトの移行や終了の周知等に相応の期間を要するため、この期間なくドメイン名の移行や廃止を行うことは、インターネットユーザーの混乱を引き起こす恐れがある。
- また、前述のように、登録者が登録資格を喪失すると、現行の登録規則では、ドメイン名の廃止を行わざるを得ない状況にあり、これは登録者による正しい登録情報への更新を抑制するものになっている可能性がある。実際に、登録者が登録資格を喪失した後も古い情報のまま登録を継続していた事例があり、登録情報の更新が適切に実現されない状況になっていると考えられる。
- 上記のような状況に鑑みると、ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合の JP ドメイン名の扱いについて、登録の継続を一定期間認める対応を検討する必要がある。このような施策を実施することにより、登録者の利便性の向上、インターネットユーザーの混乱の回避とともに、最新のドメイン名登録情報の維持に繋がる。

▼論点 1：ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合、登録者がドメイン名の登録を一定期間継続することを認めるべきか。

- 登録者が登録資格の喪失後もインターネット上での活動を継続しようとする場合、新たなドメイン名への移行が必要であり、そのためには新しい Web サイトの作成や URL の周知、コンテンツの移動等、準備期間が必要である。また、登録者がインターネット上での活動を終了する場合も、サービスの終了やドメイン名の廃止に関する周知が必要となる。組織の統廃合・解散等の件数の多さを考慮すると、登録資格の喪失後もドメイン名の登録を一定期間継続できることにより、準備期間及び周知期間を確保できるため、関係者及びインターネットユーザーの混乱回避に繋がる。
- また、JPRS はレジストリとして管理するドメイン名の登録情報を正確かつ最新の状態で維持することが必要であり、そのためには、登録資格の喪失後も、登録者による正しい登録情報への更新を抑制しないような施策が求められている。登録資格喪失後もドメイン名の登録を一定期間継続できることは、登録者による正しい登録情報への更新を促し、信頼性の高い JP ドメイン名サービスの維持に資するものである。
- よって、ドメイン名の登録を一定期間継続することを認めるべきである。

▼論点 2：登録の継続を認める場合の条件はどうあるべきか。

- 組織の統廃合・解散等には様々なケースが考えられ、前述の移行及び周知等に必要期間も、組織の状況や活動状況等により様々である。そのため、登録継続の期間を一律で定めることは難しい。
- 一方で、登録資格喪失後の登録継続は、ドメイン名を悪用される懸念があり、インターネットユーザーの混乱回避という点も考慮すると、無期限に登録を継続することは避けるべきである。一定期間の登録継続を原則としつつも、一定期間経過後にも登録継続が必要な場合は、引継ぎ先の登録者およびドメイン名の利用状況等を勘案しつつ、必要な対処を個別に実施することが望ましい。
- また、前述のとおり組織の統廃合・解散等には様々なケースが考えられ、ドメイン名の登録継続は一時的なものであることを考慮すると、ローカルプレゼンスの維持を前提として、登録資格や 1 組織 1 ドメイン名の原則等をはじめとする現行制度の対象とはならない例外的なドメイン名登録として容認することも必要である。

- なお、本制度悪用防止の観点から、第三者がドメイン名を引き継ぐ際の元の登録者との関係性の確認をはじめ、その他想定し得る悪用への対策を講ずるのが望ましい。

▼関連する論点：例外的に登録資格のない組織が登録していることを、第三者に明確に示す必要があるのではないか。

- 登録資格のない組織が登録を継続している場合、そのドメイン名登録情報を閲覧したインターネットユーザーが疑義の念を抱き混乱を招く恐れがあるため、例外的な扱いであることを対外的に明示するのが望ましい。

以上